

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p>1 趣旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和3年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和2年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方 (1) 令和3年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方 (1) 令和2年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の観点から「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、<u>維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた</u>次のいずれかに該当する<u>施工地区</u></p> <p>(1) 事業採択後<u>5年</u>が経過した時点で未着手（建設部所管公共事業にあっては未着工と読み替える。）の地区</p> <p><u>(2) 事業採択後5年</u>が経過した時点で継続中の地区（ただし、当該年度前に再評価を実施した場合を除く。）</p> <p><u>(3) 道路事業、街路事業、ダム事業のうち、事業採択前の準備・計画段階において、着工準備費又は実施計画調査費が初めて予算化されてから5年</u>が経過している地区</p> <p><u>(4) 再評価実施後5年</u>が経過した時点で継続中の地区</p>	<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の<u>施工地区</u>のうち、次のいずれかに該当する<u>もの</u></p> <p>(1) <u>国（公共事業関係省庁）（以下「関係省庁」という。）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区</u></p> <p><u>ア</u> 事業採択後<u>長期間</u>を経過した時点で未着手（建設部所管事業にあっては未着工と読み替える。<u>以下同じ。</u>）の地区</p> <p><u>イ</u> 事業採択後<u>長期間</u>を経過した時点で継続中の地区</p> <p><u>ウ</u> 事業採択前の準備・計画段階で<u>一定期間</u>が経過している地区</p> <p><u>エ</u> 再評価実施後<u>一定期間</u>が経過している地区</p>	<p>・評価の除外事業の追加と文言の修正</p> <p>・関係省庁の要件に誘導する文言の削除</p> <p>・項番の修正、具体的年数の記載、文言の削除</p> <p>・項番の修正、具体的年数の記載、除外規定の追加</p> <p>・項番及び文言の修正、具体的年数の記載、対象事業の追加</p> <p>・項番及び文言の修正、具体的年数の記載</p>

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p><u>(5) 直近の公共事業評価(今回が初めての公共事業評価の場合は事業採択時)における事業費から10億円以上の増額地区</u></p> <p><u>(6) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する場合は上記(1)~(6)の規定にかかわらず、評価の対象としない。</u></p> <p><u>ア</u> 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度<u>まで</u>に完了する見込みの地区</p> <p><u>イ</u> 事業費の進捗率が<u>おおむね</u>90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)において特に再評価を必要としないと認められた地区</p>	<p><u>(2) 事業費に大幅な変更が生じた地区</u></p> <p><u>ア</u> 農政部所管公共事業及び水産林務部所管公共事業のうち林野関係公共事業</p> <p><u>(7) 30億円以上の増減が生じた地区</u></p> <p><u>(4) 事業費が30億円以上の地区において、5割以上の増減が生じた地区</u></p> <p><u>イ</u> 水産林務部所管公共事業のうち水産関係公共事業及び建設部所管公共事業</p> <p><u>(7) 50億円以上の増減が生じた地区</u></p> <p><u>(4) 事業費が50億円以上の地区において、5割以上の増減が生じた地区</u></p> <p><u>ウ</u> その他</p> <p><u>10億円以上の増減が生じた地区のうち、事業内容に大幅な変更(目的・事業手法・施設規模等)があり特に必要と認める地区</u></p> <p><u>(3) 同一の事業目的等により継続的に実施される施工地区のうち、事業採択後から事業期間を通算した結果、上記(1)の要件に該当する地区</u></p> <p><u>オ</u> 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区</p> <p><u>なお、「長期間」及び「一定期間」の定義、並びにウの要件を適用する事業種別等については、関係省庁が定める再評価要領等によるものとする。</u></p> <p><u>ただし、次に該当する場合は評価対象から除く。</u></p> <p><u>(7) 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区</u></p> <p><u>(4) 事業費の進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)において特に再評価を必要としないと認められた地区</u></p>	<p>・項番の修正</p> <p>・第3回公共事業評価専門委員会の審議結果を踏まえた内容の修正</p> <p>・第3回公共事業評価専門委員会の審議結果を踏まえて削除</p> <p>・項番の修正</p> <p>・関係省庁の要件に誘導する文言の削除</p> <p>・項番の追加、文言の追加及び修正</p> <p>・項番の修正と文言の追加</p> <p>・項番及び表記の修正</p>
<p>4 評価の単位</p> <p><u>国</u>の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>4 評価の単位</p> <p><u>関係省庁</u>の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>5 評価の視点</p> <p>(1) 事業の進捗状況(事業は順調に進捗しているか)</p> <p>(2) 事業の実施に伴う経済効果等(事業の経済効果等はあるのか)</p> <p>(3) 事業コスト縮減の取組(事業コスト縮減の取組は十分か)</p> <p>(4) 事業の必要性(当初予定した事業の必要性に変化はないのか)</p> <p>(5) 事業を推進する上での課題(北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか)</p> <p>(6) 事業の達成見込み(事業達成は見込まれるのか)</p>	<p>5 評価の視点</p> <p>(1) 事業の進捗状況(事業は順調に進捗しているか)</p> <p>(2) 事業の実施に伴う経済効果等(事業の経済効果等はあるのか)</p> <p>(3) 事業コスト縮減の取組(事業コスト縮減の取組は十分か)</p> <p>(4) 事業の必要性(当初予定した事業の必要性に変化はないのか)</p> <p>(5) 事業を推進する上での課題(北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか)</p> <p>(6) 事業の達成見込み(事業達成は見込まれるのか)</p>	

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和3年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、上記3(6)に該当するものについては、別に定める。</p>	<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和2年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、上記3の(1)オ、(2)及び(3)に該当するものについては、別に定めることができる。 なお、農政部は、上記3(2)によって土地改良法に基づく手続(土地改良法に基づかない場合は各事業の実施要綱・要領等に基づく手続)(以下「法手続等」という。)が必要となる場合、法手続等の開始前に専門委員会に報告し、二次政策評価に関する情報(評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見等)の公表後に法手続等を開始するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度の更新</li> <li>・文言の修正</li> <li>・法手続等を二次政策評価の公表後に開始しなければならない根拠はないため削除</li> </ul>
<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業再評価地区一覧表</p> <p>(2) 公共事業再評価総括表</p> <p>(3) 公共事業再評価調書</p>	<p>7 調書等の作成・提出 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、令和2年8月21日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。</p> <p>ただし、前項ただし書きによる場合については別に定める日までとする。</p> <p>(1) <u>公共事業施工地区</u>(公共事業再評価地区)一覧表(様式1)</p> <p>(2) 公共事業再評価総括表(様式2)</p> <p>(3) 公共事業再評価調書(様式3、事業概要図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の修正</li> <li>・期日をマニュアルに示すことによる文言の修正</li> <li>・組織機構改正に伴う局名の修正</li> <li>・令和2年度の内容をマニュアルに記載することによる文言の削除</li> <li>・様式名の修正と様式番号の削除</li> <li>・様式番号の削除</li> <li>・様式番号等の削除</li> </ul>
<p>8 報告事項 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 上記3(5)に該当する地区</p> <p>事業費10億円以上増額地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表</p>	<p>8 専門委員会への報告 各部局は、次のいずれかに該当する地区について、所定の様式を作成し、7月の専門委員会に報告するものとする。</p> <p>(3) 上記3(2)ウに該当する地区</p> <p>事業費10億円以上増減地区一覧表(様式6)及び様式1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の修正</li> <li>・上記7の修正と併せた文言の修正</li> <li>・項番及び該当する項番の修正</li> <li>・様式番号の削除、様式名の修正、該当する様式名への修正</li> </ul>

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p><u>(2)</u> 上記3 <u>(7)アのうち評価対象年度の翌年度に完了する見込みの</u>地区</p> <p>翌年度完了見込み地区一覧表</p> <p><u>(3)</u> 上記3 <u>(7)イ</u>に該当する地区</p> <p>高進捗率・主要工事完了地区一覧表及び<u>公共事業再評価地区一覧表</u>          なお、再評価を必要としないと認められた地区は、<u>公共事業再評価地区一覧表</u>から削除するものとする。</p> <p><u>(4) 事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた過年度</u>再評価対象地区の実施状況</p> <p><u>(5)</u> 上記<u>(2)</u>により報告した地区で完了年度に変更が生じた場合、あるいは上記<u>(3)</u>により報告した地区のうち再評価の対象外となった地区で計画に変更が生じた場合における変更内容や変更理由等</p>	<p><u>(1)</u> 上記3 <u>(1)のただし書き(7)に該当する</u>地区</p> <p>翌年度完了見込み地区一覧表 <u>(様式4)</u></p> <p><u>(2)</u> 上記3 <u>(1)のただし書き(4)</u>に該当する地区</p> <p>高進捗率・主要工事完了地区一覧表 <u>(様式5)</u> 及び <u>様式1</u>          なお、<u>7月の専門委員会</u>で再評価を必要としないと認められた地区は、<u>7月の専門委員会の開催以降は様式1</u>から削除するものとする。</p> <p><u>11 再評価対象地区のフォローアップ</u></p> <p><u>各部署は、再評価の対象となった地区のうち事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた地区の実施状況を、専門委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>12 評価対象外地区の変更に係る報告</u></p> <p>上記<u>8(1)</u>により報告した地区で完了年度に変更が生じた場合、あるいは上記<u>8(2)</u>により報告した地区のうち再評価の対象外となった地区で計画に変更が生じた場合、<u>各部署は変更内容や変更理由等を専門委員会に報告するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番、該当する項番、文言の修正</li> <li>・ 様式番号の削除</li> <li>・ 項番及び該当する項番の修正</li> <li>・ 様式番号の削除、該当する様式名への修正、文言の削除</li> <li>・ 項番8で規定することによる大項目の削除</li> <li>・ 上記に伴う中項目の追加と文言の修正</li> <li>・ 項番8で規定することによる大項目の削除</li> <li>・ 上記に伴う中項目の追加と文言の修正</li> </ul>
<p>9 意見反映          各部署は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<p>9 <u>専門委員会委員の意見反映</u>          各部署は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項目名の修正</li> </ul>
<p><u>10</u> 総合的な評価          多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p>	<p><u>13</u> 総合的な<u>公共事業</u>評価          多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番及び項目名の修正</li> </ul>

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備 考
<p><b>11</b> 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の<b>実施後</b>において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部<b>計画局</b>計画推進課と協議すること。</p>	<p><b>10</b> 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の<b>時点以降</b>において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部<b>政策局</b>計画推進課と協議すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 組織機構改正に伴う局名の修正</li> </ul>
<p><b>12</b> その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><b>14</b> その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番の修正</li> </ul>

令和3年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p>1 趣旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和3年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例(平成14年北海道条例第1号)第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和2年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例(平成14年北海道条例第1号)第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。</p>	<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。</p>	
<p>3 評価の方法 (1) 評価の視点 令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針(以下「一次評価実施方針」という。)の「5 評価の視点」<u>の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。</u></p> <p>(2) 評価方法の決定 <u>一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価地区一覧表及び「8 報告事項」の事業費10億円以上増額地区一覧表を基に、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)の助言を得て、次の区分により評価対象地区の評価方法を決定する。</u> <u>ア 個別評価</u> <u>原則として一次評価実施方針3(5)に該当する地区を対象とし、一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調査により評価</u> <u>イ 一覧表評価</u> <u>原則として上記ア以外に該当する地区を対象とし、公共事業再評価総括表により評価</u> (3) 実施方法 <u>ア 個別評価地区</u> <u>公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調査を基に、上記(1)の評価の視点により、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。</u> <u>イ 一覧表評価地区</u> <u>公共事業再評価総括表を基に、一次政策評価結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームによる点検・検証を行う。</u> <u>ウ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>3 評価の方法 (1) 評価の視点 令和2年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」<u>と同じとする。</u></p> <p>(2) 実施方法 上記(1)の評価の視点から<u>全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。</u> <u>ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。</u> <u>(ア) 一次政策評価の対処方針が、「休止」あるいは「中止」となっているもの</u> <u>(イ) 事業に問題が生じ、実施に支障をきたしているもの</u> <u>(ウ) 着工後の状況変化により事業推進の是非を判断する必要があるもの</u> <u>(エ) 事業を推進する上で大きな課題があり、事業の達成に相当の困難が予想されるもの</u> <u>(オ) (ア)～(エ)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの</u></p> <p><u>イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>・年度の更新 ・二次政策評価に当たって、「評価の視点」以外に点検・検証が必要な項目があることによる文言の追加</p> <p>・第3回公共事業評価専門委員会の審議結果を踏まえた内容の修正</p> <p>・項番の修正</p>

令和3年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針(案) 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p>4 意見反映</p> <p>知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するものとする。</p>	<p>4 <u>専門委員会</u>の意見反映</p> <p>知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、<u>北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会</u>(以下「<u>専門委員会</u>」という。)から意見を聴取するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次政策評価と併せて項目名の修正</li> <li>「3 評価の方法」で記載したことによる文言の削除</li> </ul>
<p>5 二次政策評価結果の決定</p> <p>知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書(別紙様式)を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。</p>	<p>5 二次政策評価結果の決定</p> <p>知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書(別紙様式)を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。</p>	
<p>6 二次政策評価結果の反映</p> <p>二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映</p> <p>二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	